

第 24 回

小野市農業委員会 議事録

小野市農業委員会

## 第24回 小野市農業委員会 議事録

- 1 開催日時 令和5年4月20日(木) 午後1時20分～午後2時20分
- 2 開催場所 小野市役所 2階 オープン会議室2-1、2-2
- 3 出席委員 (農業委員8名)(農地利用最適化推進委員15名)

1 : 住本 浩也	2 : 中尾 正美
3 : 稲岡 卓美	4 : 本岡 俊郎
5 : 小林 衛	6 : 藤本 修造
7 : 政井 武雄	8 : 岸本 富生
9 : 田中 眞司	10 : 稲田 保
11 : 近田 武司	12 : 前田 薫
13 : 藤川 良昭	14 : 永井 達郎
15 : 土井 賢一	16 : 増田 種正
17 : 長谷川義博	18 : 青木 輝剛
19 : 藤原 廣典	20 : 中井 義則
21 : 森本 謙介	22 : 前田 明弘
23 : 横山 和行	
- 4 欠席委員 (農業委員0名)(農地利用最適化推進委員0名)
- 5 議事に関係した事務局職員

事務局長	多鹿 博昭
事務局	高橋 言
- 6 会議に付した事件  
議事  
議案第126号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について  
議案第127号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達について  
議案第128号 非農地証明願に対する認可について  
議案第129号 農用地利用集積計画の決定について(農地中間管理権)  
報告事項  
報告1 各種証明書の交付  
報告2 農地法第5条第1項第7号及び同法施行令第10条第1項の規定による届出の受理  
報告3 農地法第18条第6項及び同法施行規則第68条の規定による小作の解約通知の受理

## 報告4 農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理

### 【 開 会 】

- 議長 開会にあたりまして一言ご挨拶申し上げます。  
4月の下旬というのに、今日は大変暑くなってきた。  
農業委員、農地利用最適化推進委員の皆さんには体調管理にご注意いただきたい。
- 本日第24回小野市農業委員会を開催しましたところ、委員の皆様方には何かとお忙しい中、ご出席を頂きまして誠に有難うございます。
- また、調査担当委員さんには、早朝より現地調査を実施していただきありがとうございます。のちほど、現地調査報告をよろしく願います。
- さて、本日の委員会では、農地法第3条の許可、第5条の許可申請に対する進達、非農地証明願に対する認可、農用地利用集積計画の決定などの、審議を予定しております。
- そこで、議案審議において、ご質問・ご意見がある場合は、必ず挙手をしていただき議席番号、氏名を言ってから発言をしていただきますようお願い申し上げます。
- 委員各位におかれましては、各議案に対して、慎重にご審議をいただき、適正なるご決定をいただきますようお願い申し上げます。

- 議長 それでは、ただ今から第24回小野市農業委員会を開会いたします。

(議長着席)

- 議長 まず、最初にご報告申し上げます。  
本日の委員会は、全員出席であることをご報告いたします。
- 議長 次に、議事録署名委員2名を指名させていただきます。  
このたびの委員会の議事録署名委員には、議席番号7番 政井委員、1番 住本委員をお願いいたします。

(農地法第3条関係)

- 議長 それでは、これより議事に入ります。議案第126号を上程いたします。  
提案説明を事務局からいたします。
- 事務局 (多鹿) 失礼します。議案書の1ページをお願いします。

議案第126号

農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について  
別紙の農地法第3条の規定による許可申請について、許可の適否につき意見を求める。

令和5年4月20日提出

小野市農業委員会 会長 岸本 富生

詳細は、2ページの3件になります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長 議案第126号は、ただいま事務局が説明しましたとおり、農地法第3条関係でございます。

該当地区の担当委員により申請内容について、事前に調査を行っておられますので、その説明をしていただき、審議を進めたいと存じます。

なお、各申請につきましては、事務局において農地法第3条第2項各号に該当しておらず、許可要件を満たしているものとして提案しております。

○議長 それでは1番について、地元委員から説明をお願い致します。

○○番 ○番○○が、1番について説明いたします。

参考資料の、1ページ、2ページをあわせてご覧ください。

申請人：譲受人 福住町○○○○ ○○○○、譲渡人 尼崎市富松町○○○○ ○○○○、申請地：所在地 福住町○○○○ ○○○○ 地目田面積○○○○㎡ 自作地、福住町○○○○ ○○○○ 地目田 面積○○○○㎡ 自作地、以上合計2筆 合計面積○○○○㎡、摘要として、売買による所有権移転であります。

譲渡人には、亡くなられた夫から相続された当該農地2筆について、農業を継続することができないため、手放したいとの相談が農業委員会事務局にありました。譲受人を紹介させていただいたところ、このたび売買の話がまとまったものです。譲受人は、農地を9反近く所有されており、農機具一式をお持ちで、農業にも熱心に取り組まれております。

よろしくご審議のほどお願いします。

○議長 1番について、説明は終わりました。1番についてご質問、ご意見はございませんか。

(発言なし)

○議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、1番については許可することに決定してご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 ご異議が無いようでありますので、1番については許可することに決定いたします。

○議長 それでは2番について、地元委員から説明をお願い致します。

○○番 ○番〇〇が、2番について説明いたします。

参考資料の、3ページ、4ページをあわせてご覧ください。

申請人：譲受人 久保木町〇〇〇〇 〇〇〇〇、譲渡人 久保木町〇〇〇〇 〇〇〇〇、申請地：所在地 久保木町〇〇〇〇 〇〇〇〇 地目田面積〇〇〇〇㎡ 自作地、摘要として、売買による所有権移転であります。

当該農地については、以前より〇〇〇〇さん（申請人以外の第三者）に作っていただいておりますが、契約切れになったとのことですが、しかしながら、譲渡人の身内には、農業を担っていく方が誰もおられないとのことで、譲渡人から譲受人に当該農地の譲渡について相談され、話がまとまったものです。

よろしくご審議のほどお願いします。

○議長 2番について、説明は終わりました。2番についてご質問、ご意見はございませんか。

（発言なし）

○議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、2番については許可することに決定してご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○議長 ご異議が無いようでありますので、2番については許可することに決定いたします。

○議長 それでは3番について、地元委員から説明をお願い致します。

○○番 ○番〇〇が、3番について説明いたします。

参考資料の、5ページ、6ページをあわせてご覧ください。

申請人：譲受人 久保木町〇〇〇〇 〇〇〇〇、譲渡人 久保木町〇〇〇〇 〇〇〇〇、申請地：所在地 久保木町〇〇〇〇 〇〇〇〇 地目田面積〇〇〇〇㎡ 自作地、摘要として、賃借権設定であります。

当該農地については、以前より、譲受人が借り受けて、耕作を行ってきっておられました。このたび、権利関係をはっきりしておこうとの話になり、賃借権を設定することになったものです。

よろしくご審議のほどお願いします。

○議長 3番について、説明は終わりました。3番についてご質問、ご意見はございませんか。

(発言なし)

○議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、3番については許可することに決定してご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 ご異議が無いようでありますので、3番については許可することに決定いたします。

○議長 以上、議案第126号 農地法第3条関係では、申請件数3件、うち許可件数3件により審議は終了いたしました。

(農地法第5条関係)

○議長 次に、議案第127号を上程いたします。

提案説明を事務局からいたします。

○事務局(多鹿) 議案書の3ページをお願いします。

議案第127号

農地法第5条の規定による許可申請に対する進達について別紙の農地法第5条の規定による許可申請について、許可の適否につき意見を求める。

令和5年4月20日提出

小野市農業委員会 会長 岸本 富生

詳細は、4ページの3件になります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長 議案第127号は、ただいま事務局が説明しましたとおり、農地法第5条関係でございます。

該当地区の担当委員により申請内容について、事前に調査を行っておられますので、その説明をしていただき、その後に、現地調査班長から現地調査報告をお願いして、審議を進めたいと存じます。

○議長 それでは1番についてであります。次の2番との関連事項でありますので、地元委員から1番、2番をあわせて説明をお願い致します。

○○番 ○番○○が、1番、2番について説明いたします。

参考資料の、7ページから10ページをあわせてご覧ください。

申請人ですが、1番、2番ともに、  
譲受人 大阪市中央区道修町〇〇〇〇 〇〇〇〇、譲渡人 脇本町〇〇  
〇〇 〇〇〇〇、

申請地は、

1番が、所在地 脇本町〇〇〇〇 〇〇〇〇 地目田 面積〇〇〇〇m<sup>2</sup>  
自作地、

2番が、所在地 脇本町〇〇〇〇 〇〇〇〇 地目田 面積〇〇〇〇m<sup>2</sup>  
自作地、

摘要として、

1番が、地上権設定、パネル枚数 156 枚、システム容量 49.5 kWの太陽光  
発電設備

2番が、地上権設定、パネル枚数 156 枚、システム容量 49.5 kWの太陽光  
発電設備

1番、2番とも第2種農地です。

当該農地については、譲渡人の親の代までは耕作してこられておりました  
が、親がけがをされた15年ほど前から、譲渡人は農業をされないとの  
ことで、人に預けておられました。昨年から当該農地に太陽光発電設備を  
設置するとの話が急に持ち上がりました。しかしながら、突然のことで、  
町としては同意しかねるとのことだったところ、設置業者による地元説明  
会等が開催された結果、町として同意することになり、今回の申請に至っ  
たもの。

よろしくご審議のほどお願いします。

○議長 引き続きまして、現地調査報告をお願いいたします。

〇〇番 〇番〇〇が、1番、2番の現地調査報告を致します。

ただいま地元委員から詳しく説明がありましたとおりでございます。

相隣関係としましては、

まず1番は、東側が道路、西側が田、南側が本人の田、北側が田となっ  
ております。

従いまして、隣接の農地の同意書、水利、区長の同意書、土地改良区の  
意見書があれば良いかと思えます。

次に、2番ですが、東側が道路と水路、西側と南側が本人の田、北側が  
宅地となっております。

従いまして、水利、区長の同意書、土地改良区の意見書があれば良いか  
と思えます。

○事務局 ありがとうございます。

1番、隣接の農地の同意書、水利、区長の同意書、土地改良区の意見書、

2番、水利、区長の同意書、土地改良区の意見書、ともに提出されてお

ります。

○議長 1番、2番について、説明が終わりました。必要書類は、ともに提出されております。1番、2番についてご質問、ご意見はございませんか。

○○番 ○番、○○です。当初、町として同意しかねるとのことでしたが、どのような懸念から同意しかねておられたものですか。また、説明会でその懸念が払しょくされたため、申請に至ったものと思いますが、どのように払しょくされたのかを教えてください。

○○番 ○番、○○がお答えします。

昨年、業者、司法書士が町や私のところを訪れ、説明もなしに、同意書に判を押印してくれと言ってきたもので、説明も聞いていないので同意しかねるとなったものです。そこで、業者には、司法書士を替えて、同意してほしいと来られました。話を聞き、町役員にも4回、説明を行ってもらった結果、同意することになったものです。なお、脇本町では、毎年、1㎡あたり15円の町負担金をいただくことを了解していただいています。

○○番 ○番、○○です。隣接農地の同意書についてですが、どうしても同意を得られない場合はどのようなになるのですか。

○事務局 結論から言えば、隣接農地所有者の同意は絶対ではないので、なくても申請を受理することはできます。ただし、申請者には、同意書を得られないかわりに疎明書の添付を求めます。疎明書には、「反対されている方にどれだけ丁寧に詳しく説明をおこなったか。」、「1回や2回の説明ではなく、何度も足を運んで同意を得られるように努力したのか。」、「聞いてもらったが、反対意見があり、それに対して同意を得ようとどのような説明を行ったが納得してもらえなかったのか。」などを時系列で書いていただくことにしています。その疎明書を添付して、県へ進達することになります。農林水産省の見解では、反対されているからと言って、転用の申請を受け付けないとか、許可しないとこということは原則としてないようにと示されています。

○○番 ○番、○○です。私の地元でも懸念しているのですが、農地を貸して、転用の許可があり、太陽光発電設備を設置した後、設置業者が倒産してしまった場合、国や県に責任を取ってもらえるのですか。

○○番 ○番、○○です。今回の場合、設置業者が倒産などした場合には、貸主が責任を取ることを町で申し合わせしています。

○事務局 他地域では、リサイクル費用を設置当初にプールしておくといった方法を採用しているところもあると聞いています。

○議長 ほかにご質問、ご意見はございませんか。  
(発言なし)

○議長 ほかにご質問、ご意見が無いようでありますので、1番、2番については進達することに決定してご異議ございませんか。  
(異議なしの声あり)

○議長 ご異議が無いようでありますので、1番、2番については進達することに決定いたします。

○議長 それでは3番について、地元委員から説明をお願い致します。

○○番 ○番○○が、3番について説明いたします。  
参考資料の、11ページ、12ページをあわせてご覧ください。  
申請人：譲受人 万勝寺町○○○○ ○○○○、譲渡人 伊丹市荻野○○○○ ○○○○、申請地：所在地 万勝寺町○○○○ ○○○○ 地目 畑 面積○○○○㎡の内○○○○㎡ 自作地、摘要として、売買による所有権移転、大型トラック4台分の露天駐車場、転回スペース、進入路となる予定です。第2種農地です。  
譲受人はトラックを所持して運送業を営んでおられます。現在の駐車場は、所有車両が駐車している際は手狭で、車両も大型化しており、車の転回ができないとのことです。トラックをさらに4台購入したいので、駐車場を拡幅するため、隣接する山林を購入しようと山林所有者に話を持ち掛けたが、売らないとのことで、譲渡人に当該農地の購入について相談したところ、了承を得たとのことでした。  
よろしくご審議のほどお願いします。

○議長 引き続きまして、現地調査報告をお願いいたします。

○○番 ○番○○が、3番の現地調査報告を致します。  
ただいま地元委員から詳しく説明がありましたとおりでございます。  
相隣関係としましては、東側が水路、西側が山林と本人の畑、南側が畑と道路、北側が宅地と非農地申請地となっております。  
従いまして、隣接の農地の同意書、水利、区長の同意書、土地改良区の意見書があれば良いかと思えます。

○事務局 ありがとうございます。隣接の農地の同意書、水利、区長の同意書、土

地改良区の意見書、ともに提出されております。

○議長 3番については、説明が終わりました。必要書類は、提出されております。本件についてご質問、ご意見はございませんか。  
(発言なし)

○議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、3番については進達することに決定してご異議ございませんか。  
(異議なしの声あり)

○議長 ご異議が無いようでありますので、3番については進達することに決定いたします。なお、当該農地に隣接する3筆について、非農地証明願いが提出され、次の議案第128号でご審議いただくことになっております。

○議長 以上、議案第127号 農地法第5条関係では、申請件数3件、うち進達件数3件により審議は終了いたしました。

(非農地証明願に対する認可について)

○議長 次に、議案第128号を上程いたします。  
提案説明を事務局からいたします。

○事務局(多鹿) 議案書の5ページをお願いします。

議案第128号

非農地証明願に対する認可について

別紙の非農地証明願に対し、認可の適否につき意見を求める。

令和5年4月20日提出

小野市農業委員会 会長 岸本 富生

詳細は、6ページの3件でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長 議案第128号は、ただいま事務局が説明しましたとおり、非農地証明願に対する認可についてでございます。

該当地区の担当委員により、申請内容について、事前に調査を行っておられますのでその説明をしていただき、その後に、現地調査班長から現地調査報告をお願いし、審議を進めたいと存じます。

○議長 それでは、1番について 地元委員から説明をお願い致します。

○○番 ○番○○が、1番について説明いたします。

参考資料の13ページ、14ページをご覧ください。

申請人 千葉県印旛郡栄町竜角寺台〇〇〇〇 〇〇〇〇、申請地 所在地 住吉町〇〇〇〇 〇〇〇〇 地目田 面積〇〇〇〇㎡ 自作地です。

摘要としまして、昭和50年頃より宅地の一部となっております。

申請人は、当該農地を相続されて以降、千葉県から月に1度、帰って来られて管理をされてきました。申請人にはご高齢になられ、管理が難しくなってきたり、後継者もおられないので、処分について検討したところ、宅地の一部が農地のままだと判明し、農業委員会に相談されたものです。よろしくご審議のほどお願いします。

○議長 引き続きまして、現地調査報告をお願いいたします。

〇〇番 〇番〇〇が、1番の現地調査報告を致します。

ただいま地元委員から詳しく説明がありましたとおりでございます。

相隣関係としましては、東側と南側が水路、西側と北側が道路となっております。

従いまして、土地改良区の意見書と、事前着工にあたりますので始末書及び現況写真があれば良いかと思えます。

○事務局 ありがとうございます。土地改良区の意見書と、事前着工にあたりますので始末書及び現況写真、すべて提出されております。

○議長 1番については、説明が終わりました。必要書類は、提出されております。本件についてご質問、ご意見はございませんか。

(発言なし)

○議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、1番については認可することに決定してご異議ございませんか。

(異議なしの声)

○議長 ご異議が無いようでありますので、1番については認可することに決定いたします。

○議長 それでは、2番について 地元委員から説明をお願い致します。

〇〇番 〇番〇〇が、2番について説明いたします。

参考資料の15ページ、16ページをご覧ください。

申請人 千葉市美浜区打瀬〇〇〇〇 〇〇〇〇、申請地 所在地 久保木町〇〇〇〇 〇〇〇〇 地目田 面積〇〇〇〇㎡ 自作地です。

摘要としまして、昭和41年頃より宅地の一部となっております。

この土地については、昭和41年頃に購入され、住宅を建てられたと聞いております。その際、北側に位置する当該農地について地上げをしてしまったとのこと。土地、建物を相続された申請人は、息子さんのところへ移り住まれ、家屋に居住者はなく、その息子さん先日お亡くなりになられたとのこと。そこで、空き家となった家屋を売りに出されるにあたり、無断転用状態にあった当該農地について非農地証明願を出されたものです。

よろしくご審議のほどお願いします。

○議長 引き続きまして、現地調査報告をお願いいたします。

○○番 ○番○○が、2番の現地調査報告を致します。

ただいま地元委員から詳しく説明がありましたとおりでございます。

相隣関係としましては、東側と北側が水路、西側が水路と田、南側が宅地となっております。

従いまして、土地改良区の意見書と、事前着工にあたりますので始末書及び現況写真があれば良いかと思えます。

○事務局 ありがとうございます。土地改良区の意見書と、事前着工にあたりますので始末書及び現況写真、すべて提出されております。

○議長 2番については、説明が終わりました。必要書類は、提出されております。本件についてご質問、ご意見はございませんか。

(発言なし)

○議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、2番については認可することに決定してご異議ございませんか。

(異議なしの声)

○議長 ご異議が無いようでありますので、2番については認可することに決定いたします。

○議長 それでは、3番について 地元委員から説明をお願い致します。

○○番 ○番○○が、3番について説明いたします。

参考資料の17ページ、18ページをご覧ください。

申請人 神戸市西区学園東町○○○○ ○○○○、申請地 所在地 万勝寺町○○○○ ○○○○ 地目田 面積○○○○㎡ 自作地、万勝寺町○○○○ ○○○○ 地目田 面積○○○○㎡ 自作地、万勝寺町○○○○ ○○○○ 地目田 面積○○○○㎡ 自作地、以上合計3筆 合計面

積〇〇〇〇㎡です。

摘要としまして、平成11年頃より山林の一部となっております。

当該農地については、申請人が平成11年頃に購入されましたが、水路が傷んでおり、水も来ないとのことで、それ以来、放棄田の状態でおいられたようです。このたび、南にある農地を〇〇〇〇（議案第127号番号3の譲受人）が購入された機会に、当該農地について、雑草が繁茂している状態であるため、非農地証明願を出されたものです。

よろしくご審議のほどお願いします。

○議長 引き続きまして、現地調査報告をお願いいたします。

〇〇番 〇番〇〇が、3番の現地調査報告を致します。

ただいま地元委員から詳しく説明がありましたとおりでございます。

相隣関係としましては、東側が山林と宅地、西側が宅地と山林、南側が転用申請地、北側が雑種地となっております。

従いまして、土地改良区の意見書と、事前着工にあたりますので始末書及び現況写真があれば良いかと思えます。

○事務局 ありがとうございます。土地改良区の意見書と、事前着工にあたりますので始末書及び現況写真、すべて提出されております。

○議長 3番については、説明が終わりました。必要書類は、提出されております。本件についてご質問、ご意見はございませんか。

（発言なし）

○議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、3番については認可することに決定してご異議ございませんか。

（異議なしの声）

○議長 ご異議が無いようでありますので、3番については認可することに決定いたします。

○議長 以上、議案第128号 非農地証明願に対する認可について申請件数3件、うち認可件数3件により審議は終了いたしました。

○議長 ここで、14時10分まで休憩といたします。

○議長 休憩を解きまして、議事を再開いたします。議案第129号の説明者と

して、地域振興部産業創造課よりお越しいただいております。

○産業創造課 産業創造課農地整備係の田中でございます。よろしくお願いいたします。

(農用地利用集積計画の決定について(農地中間管理権))

○議長 次に、議案、第129号を上程いたします。提案説明を事務局からいたします。

○事務局(多鹿) 議案書7ページをお願いします。

議案第129号

農用地利用集積計画の決定について(農地中間管理権)

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画を定めるにあたって、農業委員会の決定を求める。

令和5年4月20日提出

小野市農業委員会 会長 岸本 富生

8ページをお願いします。

市長部局より、令和5年4月5日付で、意見を求められています。

9ページ、10ページが、「農用地利用集積計画書」となっております。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

○議長 議案第129号は、ただいま事務局が説明しましたとおり、「農用地利用集積計画の決定について(農地中間管理権)」でございます。

この議案につきましては、産業創造課から内容説明をしていただき、その後にご意見をお聞きしたいと思います。

それでは、産業創造課から内容説明をお願いいたします。

○産業創造課 産業創造課 農業振興係の田中と申します。農用地利用集積計画の決定について(農地中間管理権)説明させていただきます。

農地中間管理事業の概要は、担い手への農地の集積・集約を促すとともに、耕作放棄地の発生を抑制することを目的に平成26年度から運用しております。

農地の出し手と受け手との間に農地中間管理機構が介在することで、計画的な配分による集約や、相続等の出し手・受け手間の将来的な関係性の不安解消など、その効果が期待されています。

本市においても、制度を活用して農地の集積をすすめていきたいと考えております。

つきましては、集積計画書について決定を頂きたいと思っております。

それでは、計画書の内容について簡潔に説明させていただきます。

このたびは、使用貸借権の設定です。

9ページに書いてありますとおり、5件 11筆 面積は、〇〇〇〇㎡。これらは、西脇町と河合中町の農地です。

10ページをご覧くださいと、

まず、1番から5番までの明石市、河合中町及び神戸市在住の農地所有者5名から申し出のあった11筆、合計〇〇〇〇㎡の農地を中間管理機構である「ひょうご農林機構」に貸し付けるものです。

これらは、最終的には、西脇町の中心経営体である〇〇〇〇氏（以下A）に貸し付けるもの、及び河合中町の中心経営体である〇〇〇〇氏（以下B）に貸し付けるものです。

参考地図、「西脇町農地集積図」をご覧ください。青色枠の部分が以前からAが中間管理機構から借りられて耕作されている農地、青色黒色破線枠の1筆が今回貸し付けられる農地です。

次に、参考地図、「河合中町農地集積図」をご覧ください。青色枠の部分が以前からBが中間管理機構から借りられて耕作されている農地、青色黒色破線枠の10筆が今回貸し付けられる農地です。

以上、簡単ですが説明とさせていただきます。

よろしくご審議くださいますよう、お願いいたします。

○議長 ただいまの説明につきまして、何か質問、ご意見はございませんか。  
（発言なし）

○議長 ご質問、ご意見がないようでありますので、本件については原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。  
（異議なしの声）

○議長 ご異議がないようでありますので、本件については原案のとおり決定いたします。

○議長 以上、議案、第129号 農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理権）に関する審議は終了いたしました。

（産業創造課退席）

(報告事項)

○議長 次に、報告事項に移ります。  
報告事項 1 から 4 までを、一括して事務局から説明いたします。

○事務局 1 1 ページをご覧ください。

報告 1

下記のとおり各種証明書を交付したので報告する。  
(証明期間 令和 5 年 3 月 1 日～令和 5 年 3 月 3 1 日)

令和 5 年 4 月 2 0 日

小野市農業委員会 会長 岸本 富生

(1) 農家証明 番号 1 住所 久保木町〇〇〇〇 氏名 〇〇〇〇  
使用目的 農業用倉庫

以上記載のとおり、農家証明につきましては、1 件で、使用目的は、農業用倉庫でございます。

(2) 耕作証明 番号 1 住所 粟生町〇〇〇〇 氏名 〇〇〇〇  
使用目的 軽油免税申請

以下記載のとおり、耕作証明につきましては、合計 2 7 件で、使用目的はすべて軽油免税申請でございます。

引き続きまして 1 2 ページをご覧ください。

報告 2

下記のとおり農地法施行令第 1 0 条第 1 項の規定による届出を受理したので報告する。

(受理期間 令和 5 年 2 月 2 4 日～令和 5 年 3 月 3 1 日)

令和 5 年 4 月 2 0 日

小野市農業委員会 会長 岸本 富生

番号 1 届出者 譲受人 東京都練馬区石神井町〇〇〇〇 〇〇〇〇、  
譲渡人 垂井町〇〇〇〇 〇〇〇〇、物件の表示 所在地 垂井町〇〇〇  
〇 〇〇〇〇 地目田 面積〇〇〇〇㎡、摘要といたしまして、一般住宅  
所有権移転 令和 5 年 2 月 2 4 日受理、必要書類についてはすべて揃って  
おりました。

以下、記載のとおり、農地法施行令第 1 0 条第 1 項の規定による届出は、  
2 件 3 筆 〇〇〇〇㎡でございます。

引き続きまして 1 3 ページをご覧ください。

報告 3

下記のとおり農地法第18条第6項及び同法施行規則第68条の規定による小作の解約通知が提出され受理したので報告する。

(受理期間 令和5年3月1日～令和5年3月31日)

令和5年4月20日

小野市農業委員会 会長 岸本 富生

番号1 届出人 貸人 浄谷町〇〇〇〇 〇〇〇〇、借人 浄谷町〇〇  
〇〇 〇〇〇〇

物件の表示 所在地 浄谷町〇〇〇〇 〇〇〇〇 地目田 面積〇〇〇  
〇m<sup>2</sup>

浄谷町〇〇〇〇 〇〇〇〇 地目田 面積〇〇〇  
〇m<sup>2</sup>

浄谷町〇〇〇〇 〇〇〇〇 地目田 面積〇〇〇  
〇m<sup>2</sup>

以上合計3筆 合計面積〇〇〇〇m<sup>2</sup>

摘要 令和5年3月6日 農地法3条 使用貸借権 合意解約

以下、記載のとおり、解約通知につきましては、合計2件 4筆 〇〇  
〇〇m<sup>2</sup>でございます。

引き続きまして14ページをご覧ください。

#### 報告4

下記のとおり、農地法第3条の3第1項の規定による届出を受理したので報告する。

(受理期間 令和5年3月1日～令和5年3月31日)

令和5年4月20日

小野市農業委員会 会長 岸本 富生

番号1 届出者 譲受人(相続人) 長尾町〇〇〇〇 〇〇〇〇、譲渡  
人(被相続人) 長尾町〇〇〇〇 〇〇〇〇

物件の表示 所在地 長尾町〇〇〇〇 〇〇〇〇 地目田  
面積〇〇〇〇m<sup>2</sup>

長尾町〇〇〇〇 〇〇〇〇 地目田

面積〇〇〇〇㎡

長尾町〇〇〇〇 〇〇〇〇 地目田

面積〇〇〇〇㎡

長尾町〇〇〇〇 〇〇〇〇 地目田

面積〇〇〇〇㎡

以上合計 8 筆 合計面積〇〇〇〇㎡

摘要といたしまして相続による所有権取得 令和 5 年 3 月 1 日受理  
農地法 3 条の 3 第 1 項の届出はすべて相続による所有権の取得が 5 件  
で、合計 19 筆 〇〇〇〇㎡でございます。

報告は、以上です。

○議長 報告 1 から 4 について、事務局から説明が終わりました。  
ただ今の報告について、ご質問、ご意見はございませんか。  
(発言なし)

○議長 無いようでありますので、報告事項については、これで終わります。

## 【 閉 会 】

○議長 以上で、本日予定いたしておりました議案すべての審議は終了しました。  
皆様方には、各議案について、慎重にご審議をいただき誠に有難うござ  
いました。  
これをもちまして、第 24 回小野市農業委員会を閉会いたします。

上記、農業委員会等に関する法律、第 33 条の規定に基づき議事録を作成し、署名  
捺印する。

令和 5 年 4 月 27 日

小野市農業委員会会長

議事録署名委員 7 番

議事録署名委員 1 番